



〔照会先〕

平成26年10月30日

兵庫労働局雇用均等室

室長 四方 智美

地方育児・介護休業指導官 石原 朗子

(電話) 078 (367) 0820

報道関係者 各位

兵庫県内における「くるみん」認定企業が 55社（全国5位）になりました (平成26年9月末現在)

「次世代育成支援対策推進法」（以下「次世代法」という。）に基づき、従業員の子育て支援等のための「一般事業主行動計画」（以下「行動計画」という。）を策定・実施し、当該目標を達成した等の一定の基準を満たした企業は、「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣（都道府県労働局長へ委任）の認定（くるみん認定）を受けることができます。

兵庫県内では、昨年10月から本年9月までの1年間に新たに5社（うち2回目1社）が認定され、平成19年からの認定企業は合計55社（東京、大阪、愛知、神奈川に次ぎ全国5位）となっています。

また、次世代法に基づき行動計画の策定・届出等が義務付けられている兵庫県内の労働者数101人以上企業の届出数は1,710社（平成26年9月末現在）です。うち301人以上企業は507社（届出率97.3%）、101～300人企業は1,203社（同91.8%）となっています。

兵庫労働局（局長 中山明広）は、行動計画の届出を行っている企業が目標を達成し、「子育てサポート企業」として認定を受けることができるよう、積極的なサポートを引き続き行ってまいります。



次世代認定マーク（愛称：くるみん）

1 認定状況

(1) 平成25年10月～平成26年9月の間に認定された企業（五十音順）

- ・ 医療法人社団甲北会甲北病院（1回目・神戸市）
- ・ 山陽特殊製鋼株式会社（2回目・姫路市）
- ・ 社会福祉法人正和会（1回目・川西市）
- ・ 社会福祉法人同朋福祉会（1回目・神戸市）
- ・ ナガセケムテックス株式会社（1回目・たつの市）

認定企業（5社）の目標と取組内容、次世代認定マーク（愛称「くるみん」）の活用状況と取得の効果については資料1のとおりです。

(2) 認定企業数（平成26年9月末）

資料2、3

認定企業55社（全国では1,964社が認定されています）

認定企業55社の中には、認定が2回目以上の企業が15社あります。

2 認定のメリットについて

(1) 「くるみん」マークの活用

参考1

認定を受けた企業は、次世代認定マーク「くるみん」を商品、求人広告等につけ、子育てサポート企業であることをPRできます。

その結果、企業イメージの向上、従業員のモラルアップやそれに伴う生産性の向上、優秀な従業員の採用・定着が期待できます。

※ 認定を受けるには、行動計画に定めた目標をすべて達成するなどの一定の基準を満たす必要があります。

(2) 税制優遇制度

参考2

平成23年度から、雇用促進税制の一環として、認定企業は、認定を受ける対象となった行動計画の計画期間開始の日から認定を受けた日を含む事業年度終了の日までの期間内に取得・新築・増改築をした建物等について、認定を受けた日を含む事業年度において、普通償却限度額の32%の割増償却ができるとする税制優遇制度が設けられています（平成27年3月31日まで）。

3 行動計画策定届の届出状況

平成26年9月末の届出状況（兵庫県内）

301人以上企業 届出率 97.3%（全国97.7%）

101～300人企業 届出率 91.8%（全国97.5%）

企業規模	届出数	対象企業数	届出率 (届出数/対象企業数)
301人以上	507	521	97.3%
101～300人	1,203	1,310	91.8%
100人以下	390		
合 計	2,100		

4 次世代法の改正について

参考3

日本の急激な少子化の進行に対応して、次代の社会を担う子どもの健全な育成を支援するため、次世代育成支援対策推進法（次世代法）が平成17年度から10年間の時限立法として施行されてきました。

この10年間の集中的・計画的な取組により、仕事と子育てが両立できる雇用環境の整備等が一定程度進みましたが、子どもが健やかに生まれ、育成される環境を更に改善し、充実させるため、次世代法が改正されました。

（改正のポイント）

① 法律の有効期限の延長（平成26年4月23日施行）

法律の有効期限が平成37年3月31日まで、10年間延長されました。

このため、従業員数101人以上の企業におかれては、引き続き、労働者の仕事と子育ての両立のための「一般事業主行動計画」を策定し、労働局に届出を行っていただく必要があります（従業員100人以下の企業においては努力義務です）。

② 新たな認定（特例認定）制度の創設（平成27年4月1日施行）

くるみん認定を受けた企業のうち、特に次世代育成支援対策の実施状況が優良な企業に対する**新たな認定（特例認定制度）**が創設されます。

特例認定を受けた場合、行動計画の策定・届出に代わり、次世代育成支援対策の実施状況を公表していただくことになります。

<添付資料>

（資料1） 認定企業の目標と取組内容・「くるみん」の活用状況と取得の効果

（資料2） 次世代法に基づく認定企業一覧（兵庫）

（資料3） 認定企業数の推移（全国・兵庫）

（参考1） 子育てサポート企業の証！くるみん認定を目指しましょう

（参考2） 税制優遇制度を受けられる機会を逃していませんか？

（参考3） 次世代育成支援対策推進法が10年間延長され、新たな認定制度が創設されます！

医療法人社団甲北会甲北病院

所在地：神戸市

業 種：医療，福祉（総合病院の運営）

従業員数：113名（男性20名、女性93名）

《認定日：平成25年12月11日（認定1回目）》

1 一般事業主行動計画

（1）計画期間 平成23年4月1日～平成25年10月31日（1期目）

（2）目標

- ① 子の看護のための休暇の対象範囲を小学校3年生までとし、半日休暇を可とし男性職員にも周知する。
- ② 院内インフォメーションの設置。
- ③ 育児相談窓口の新設。

2 目標に対する取組結果

- ① 育児・介護休業等に関する規則を見直し施行した。また月1回実施している朝礼及び掲示により全職員（特に男性職員の取得促進）に周知を行った。
- ② 仕事と子育ての両立支援についての情報を周知するための専用院内掲示板を設置した。またくるみニュース（不定期）を発行し職員への情報提供を行った。
- ③ 総務・経理課内に相談窓口を設置した。呼称は「くるみサポート相談窓口」とした。

3 計画期間中の育児休業取得者数

男性 0名（子の看護休暇取得者4名）、女性 4名

4 くるみマークの活用状況とその効果

＜活用状況＞

- ・ 求人広告に掲載。
- ・ タウン誌における病院紹介記事に掲載。
- ・ 病院受付での掲示。

＜効果＞

- ・ 職員募集（特に看護師）において、子育てサポートの取組効果による応募問合せの増加。
- ・ 少子高齢化対策としての、子育てと仕事の両立支援を積極的に推進する当院の姿勢をくるみマークを通じて広く地域にPRすることで、本来業務である医療に対する地域からの信頼向上にもつながった。

山陽特殊製鋼株式会社

所在地：姫路市

業種：製造業（各種特殊鋼製品の製造・販売）

従業員数：1,392名（男性1,232名、女性160名）

《認定日：平成26年8月27日（認定2回目）》

1 一般事業主行動計画

（１）計画期間 平成24年4月1日～平成26年3月31日（3期目）

（２）目標

- ① 育児休業制度に関して、計画期間内に、育児休業の取得状況を次の水準以上にする。
男性従業員 計画期間内に1人以上取得すること
女性従業員 取得率を70%以上にする
- ② 産前産後休業や育児休業を取得した従業員に対する職場復帰支援策を更に充実する。
- ③ 所定外労働時間削減のための措置を実施する。
- ④ インターンシップによる高校生、大学生の受入れ継続。

2 目標に対する取組結果

- ① 男性6名取得。女性取得率95%。
- ② マタニティ用作業服の作成、カフェテリアプランの育児メニューの対象拡充等を実施。女性社員（技術職34名）へのヒアリング実施。
- ③ 所定外労働時間（月間平均）の減少。ノー残業デーの実施継続。管理職のマネジメント力向上のための研修の実施。
- ④ 平成24年度 高校生4名、大学生7名受入れ。
平成25年度 高校生5名、大学生5名受入れ。

3 計画期間中の育児休業取得者数

男性 6名、女性 20名

4 くるみんマークの活用状況とその効果

＜活用状況＞

- ・名刺、CSR報告書、自社ホームページへの掲載。
- ・新卒者への採用活動時に会社説明会で取得をPR。

＜効果＞

- ・新卒者への採用活動においてPRすることができた。
- ・社内外に対してワークライフバランスに取り組んでいる企業としてPRすることができた。

社会福祉法人正和会

所在地：川西市

業 種：医療、福祉（特別養護老人ホームの運営）

従業員数：300名（男性76名、女性224名）

《認定日：平成26年3月11日（認定1回目）》

1 一般事業主行動計画

（1）計画期間 平成23年4月1日～平成25年12月31日（1期目）

（2）目標

- ① 産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育児休業中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。
- ② 妊娠中や産休・育児休業復帰後の職員のための相談窓口を設置する。
- ③ 育児短時間勤務制度を現行の3歳未満から小学校に入学するまでに範囲を拡大する。

2 目標に対する取組結果

- ① 「育児・介護休業利用マニュアル」を作成・施行し、従業員への周知を行った。
- ② 職員のための相談窓口を設置。「育児・介護休業利用マニュアル」内に記載し、従業員への周知を行った。
- ③ 「育児・介護休業規程」を改定施行した。

3 計画期間中の育児休業取得者数

男性 1名、女性 3名

4 くるみんマークの活用状況とその効果

＜活用状況＞

- ・ 求人広告への掲載。
- ・ くるみんマークを施設入口に設置。
- ・ 名刺への印刷。
- ・ ホームページへの掲載。

＜効果＞

- ・ 求人票へマークの掲載をすることにより子育て支援企業であるとPRできた。
- ・ 就職説明会時女性が働きやすい職場であることをPRできた。
- ・ 女性が活躍できる職場として、法人としてイメージアップができた。

社会福祉法人同朋福祉会

所在地：神戸市

業 種：医療、福祉（保育所、児童養護施設等の運営）

従業員数：162名（男性21名、女性141名）

＜認定日：平成25年12月3日（認定1回目）＞

1 一般事業主行動計画

（1）計画期間 平成23年4月1日～平成25年9月30日（1期目）

（2）目標

- ① 育児・介護休業制度を利用しやすい環境を作る。
- ② 年次有給休暇の取得の促進のための措置の実施。
- ③ 残業を抑制するためにノー残業デー制度等を導入する。

2 目標に対する取組結果

- ① 職員会議で行動計画目標を説明、現状把握のためのアンケートを実施、制度周知のため、勉強会実施、啓発ポスター掲示、制度再周知のため研修会実施。
- ② 職員会議で行動計画目標を説明、過去の年次有給休暇取得実績を集計、年次有給休暇についてのアンケート実施、取得促進を促すポスター掲示、取得促進徹底のため研修会実施。
- ③ 職員会議で行動計画目標を説明、現状把握のためのアンケートを実施、啓発ポスター掲示、ノー残業週間実施（勤務表記載、当該週告知文掲示）、（新）啓発ポスター掲示、残業抑制のため研修会実施、残業についてのアンケート実施。

3 計画期間中の育児休業取得者数

男性 0名（子の看護休暇取得者1名）、女性 4名

4 くるみんマークの活用状況とその効果

＜活用状況＞

- ・ 施設内に掲示。
- ・ 法人情報誌に掲載。
- ・ 就職フェアにて掲示し説明。

＜効果＞

- ・ 保護者から話題にのぼり、関心を持たれた。

ナガセケムテックス株式会社

所在地：たつの市

業種：製造業（医療品、工業用品等の化学製品の製造・販売）

従業員数：600名（男性430名、女性170名）

＜認定日：平成26年3月27日（認定1回目）＞

1 一般事業主行動計画

（1）計画期間 平成21年6月1日～平成25年5月31日（2期目）

（2）目標

- ① 男性育児休業取得者を2名以上。
- ② 短時間勤務制度の導入。
- ③ 働き方の見直しによる意識啓蒙。

2 目標に対する取組結果

- ① 男性3名取得。
- ② 平成22年4月1日に3歳未満の子を養育する労働者が1日の所定労働時間を6時間に短縮できる制度を導入した。
- ③ 外部講師を招いて職場優先意識を是正するためのワークライフバランスセミナーを5回開催するとともに、誰もが気軽に手に取れるよう、食堂に啓発図書を設置。

3 計画期間中の育児休業取得者数

男性 3名、女性 20名

4 くるみんマークの活用状況とその効果

＜活用状況＞

- ・ 労働者の募集媒体にくるみんマーク認定の紹介文書を掲載。

次世代法に基づく認定企業一覧（兵庫・平成26年9月末時点）

県内認定企業総数：55社



（五十音順）

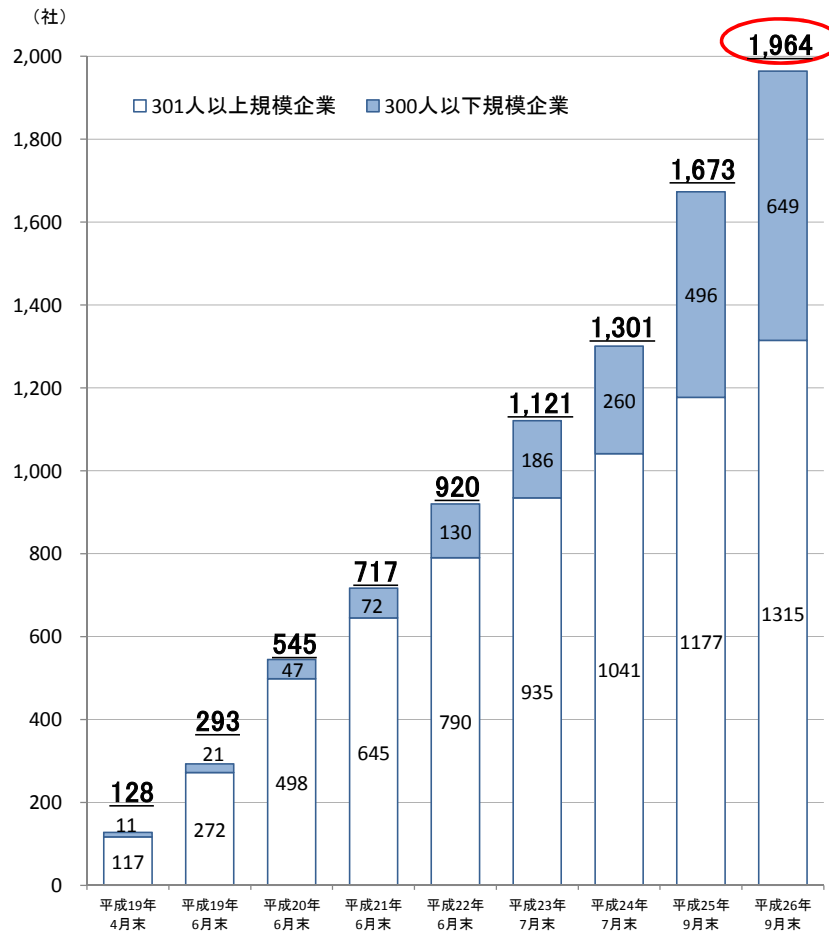
年	企業名	所在地	規模	回数
平成26年 (3社)	山陽特殊製鋼（株）	姫路市		2回目
	社会福祉法人正和会	川西市	※	
	ナガセケムテックス（株）	たつの市		
平成25年 (17社)	医療法人旭会園田病院	尼崎市	※	
	アスピオファーマ（株）	神戸市	※	4回目（2回目までは他局で認定）
	阿比野建設（株）	姫路市	※	2回目
	（株）オーシスマップ	養父市	※	
	オリエンタル鍍金（株）	神戸市	※	
	グローリー（株）	姫路市		
	（株）ケイテック	明石市		
	医療法人社団甲北会甲北病院	神戸市	※	
	ショーワグローブ（株）	姫路市		
	住友ゴム工業（株）	神戸市		3回目
	社会福祉法人同朋福祉会	神戸市	※	
	中谷機工（株）	尼崎市		
	（株）ノーリツ	神戸市		2回目
	富士通テン（株）	神戸市		3回目
	メック（株）	尼崎市	※	
	モロゾフ（株）	神戸市		2回目
	（株）ヨシダ商事運輸	西宮市	※	
平成24年 (7社)	アシックス商事（株）	神戸市		
	社会福祉法人恩徳福祉会	神戸市		
	（株）神戸製鋼所	神戸市		
	コベルコシステム（株）	神戸市		2回目
	山陽特殊製鋼（株）	姫路市		
	生活協同組合コープこうべ	神戸市		2回目
	兵庫信用金庫	姫路市		3回目
平成23年 (10社)	アスピオファーマ（株）	神戸市	※	3回目（2回目までは他局で認定）
	伊藤ハム（株）	西宮市		2回目
	シスメックス（株）	神戸市		
	住友ゴム工業（株）	神戸市		2回目
	ネスレ日本（株）	神戸市		
	浜屋（株）	姫路市		
	播州信用金庫	姫路市		
	姫路信用金庫	姫路市		2回目
	（株）フェリシモ	神戸市		
	（株）ワールド	神戸市		

年	企業名	所在地	規模	回数
平成 22 年 (9 社)	阿比野建設 (株)	姫路市	※	
	尼崎信用金庫	尼崎市		
	川崎重工業 (株)	神戸市		
	(株) 神戸デジタル・ラボ	神戸市	※	
	医療法人晋真会ベリタス病院	川西市		
	日本イーライリリー (株)	神戸市		2 回目
	富士通周辺機 (株)	加東市		2 回目
	富士通テン (株)	神戸市		2 回目
	(株)みなと銀行	神戸市		
平成 21 年 (6 社)	(株) アシックス	神戸市		2 回目
	池田電機 (株)	姫路市		
	コベルコシステム (株)	神戸市		
	(株) 神鋼環境ソリューション	神戸市		
	住友ゴム工業 (株)	神戸市		
	兵庫信用金庫	姫路市		2 回目
平成 20 年 (15 社)	神戸信用金庫	神戸市		
	生活協同組合コープこうべ	神戸市		
	(株) トーホー	神戸市	※	
	(株) トーホーキャッシュアンドキャリー	神戸市		
	(株) トーホーストア	神戸市		
	(株) トーホービジネスサービス	神戸市	※	
	(株) トーホーフードサービス	神戸市		
	(株) トーホーマーケティングサポート	神戸市	※	
	日本ベーリンガーインゲルハイム (株)	川西市		東京へ移転
	(株) ノーリツ	神戸市		
	姫路信用金庫	姫路市		
	プロクター・アンド・ギャンブル・ジャパン (株)	神戸市		
	マックスバリュ西日本 (株)	姫路市		広島へ移転
	三ツ星ベルト (株)	神戸市		
	モロゾフ (株)	神戸市		
平成 19 年 (8 社)	(株) アシックス	神戸市		
	伊藤ハム (株)	西宮市		
	片山キッズクリニック	神戸市	※	
	神姫バス (株)	姫路市		
	日本イーライリリー (株)	神戸市		
	兵庫信用金庫	姫路市		
	富士通周辺機 (株)	加東市		
	富士通テン (株)	神戸市		

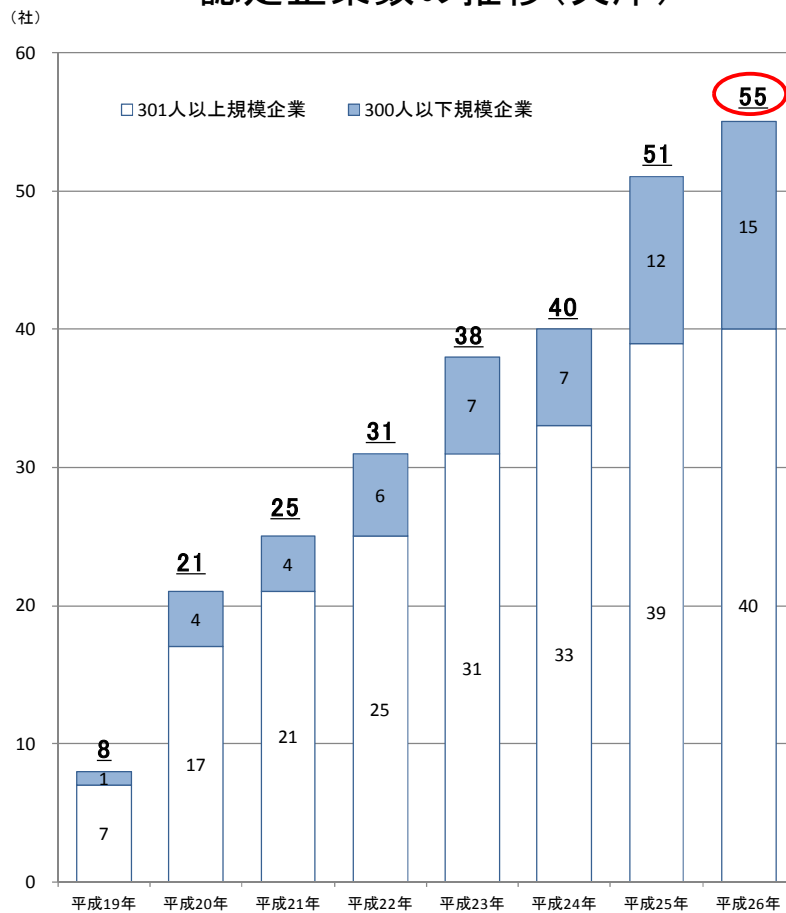
規模欄に「※」のある企業は中小企業（従業員 300 人以下）です。

認定企業数の推移(全国)

資料3



認定企業数の推移(兵庫)



※全国、兵庫とも認定を2回以上受けた企業も1社としてカウントしています。



子育てサポート企業の証！

**くるみん認定を
目指しましょう!!!**

くるみん認定とは

事業主は、一般事業主行動計画を策定し、その行動計画に定めた目標を達成するなどの一定の要件を満たした場合、申請を行うことにより、「子育てサポート企業」として厚生労働大臣（労働局長へ委任）の認定（くるみん認定）を受けることができます。

認定は行動計画を策定・実施した都度、何回でも受けることができます。

認定を受けた場合のメリット

- ☆ 次世代認定マーク（愛称：くるみん）を、商品、広告、求人広告などにつけ、子育てサポート企業であることをPRできます。
その結果、企業イメージの向上、従業員のモラルアップやそれに伴う生産性の向上、優秀な従業員の採用・定着が期待できます。
- ☆ 税制優遇制度（建物等の割増償却制度）が利用できます。（平成27年3月31日まで）
認定を受ける対象となった行動計画の計画期間開始の日から、認定を受けた日を含む事業年度終了の日までの期間内に、取得・新築・増改築をした建物とその附属設備について、認定を受けた日を含む事業年度において、普通償却限度額の32%の割増償却ができます。

認定申請の方法

- 認定を受けようとする場合は、あらかじめ認定基準を踏まえて行動計画を策定してください。策定した、または策定しようとしている行動計画が目標を達成した場合に認定基準を満たすかどうかについては、雇用均等室にご相談ください。
- 行動計画が認定基準を満たさない場合は、計画期間の途中でその期間や内容を変更することが可能です。計画の変更により、認定の対象となる場合もあります。
行動計画の期間や内容を変更するときは、雇用均等室に変更届を提出してください。
- 認定申請を行う場合は、所定の様式に添付書類を添えて、雇用均等室まで提出してください。

（お問い合わせ・申請先） 兵庫労働局雇用均等室

〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー15階

TEL 078-367-0820 FAX 078-367-3854

<http://hyogo-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

くるみんマークの認定基準チェックリスト

☆ 9つすべてを満たす必要があります。

(チェック欄)

1 雇用環境の整備に関する取組を1つ以上含む、適切な行動計画を策定したこと。	☐
2 計画期間が、2年以上5年以下であること。	☐
3 策定した行動計画を実施し、行動計画に定めた目標を達成したこと。	☐
4 行動計画を平成21年4月1日以降に策定・変更した場合は、公表及び従業員への周知を適切に行っていること。	☐
5 計画期間内に、男性従業員のうち育児休業等を取得した者が1人以上いること。 ※ 認定申請時にすでに退職している従業員は含まれません。 ※ 従業員数が300人以下の場合、以下の①～③のいずれかでも可。 ① 1歳以上の子のために看護休暇を取得した男性従業員がいること。 ② 小学校就学前の子を育てる従業員に対する所定労働時間の短縮措置を利用した男性従業員がいること。 ③ 計画の開始前3年以内の期間に、育児休業等を取得した男性従業員がいること。	☐
6 計画期間内の女性従業員の育児休業等取得率が、70%以上であること。 ※ 女性の育児休業等取得率の計算方法 $\text{女性の育児休業等取得率} = \frac{\text{計画期間内の育児休業等取得者数}}{\text{計画期間内の出産者数}} \geq 70\%$ (小数第1位切り捨て) ※ 認定申請時にすでに退職している従業員は、分母にも分子にも含みません。 ※ 従業員数が300人以下の場合 計画期間と、計画期間の開始前の期間(最長3年間)を合わせて計算した女性の育児休業等取得率が70%以上であれば基準を満たします。	☐
7 3歳から小学校就学前の子どもを育てる従業員について、以下のいずれかの制度を講じていること。 ・ 育児休業に関する制度 ・ 所定外労働の制限に関する制度 ・ 所定労働時間の短縮措置 ・ フレックスタイム制度 ・ 始業・終業時刻の繰上・繰下制度(時差出勤制度) ・ 事業所内保育施設の設置運営、ベビーシッターの手配・費用負担等の便宜供与	☐
8 以下のいずれかを実施していること。 ・ 所定外労働の削減のための措置 ・ 年次有給休暇の取得の促進のための措置 ・ その他働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置	☐
9 次世代法や労働基準法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法等の関係法令に違反する重大な事実がないこと。	☐

次世代育成支援対策推進法の認定を受け、
「くるみん」を取得した事業主・**経理担当者**の皆さまへ

税制優遇を受けられる機会を 逃していませんか？

社屋の新築・増改築等をご検討中の事業主はぜひご利用ください！

平成 **27** 年 **3** 月 **31** 日まで延長されました。

新築・増改築した建物について **32%の割増償却** が可能です。



次世代認定マーク
(愛称：くるみん)

くるみん税制を利用した事業主は…



A 社

くるみん税制の利用にあたっては、提出書類も少なく手続きは簡単で利用しやすかった。



B 社

税制の適用を受けた年度は直接減税につながる点よかった。

くるみん税制をよく知るあの方からも…

せっかくこのような優遇措置があるのに、使わないのはもったいない！

につぼん子育て応援団長、経済評論家
勝間 和代氏



- 「子育てサポート企業」企業として、次世代育成支援への取り組みを推進している「くるみん」取得企業の皆様、この税制優遇制度を積極的にご活用ください。



ひと、暮らし、みらいのために
厚生労働省・都道府県労働局

1

税制優遇制度の概要

- 次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」）に基づく認定を受け、次世代認定マーク（愛称「くるみん」）を取得した企業は、認定を受ける対象となった一般事業主行動計画の計画期間開始の日から認定を受けた日を含む事業年度終了の日までの期間内に取得・新築・増改築をした建物等について、認定を受けた日を含む事業年度において、普通償却限度額の **32%の割増償却**ができます。

2

税制優遇制度の対象となる事業主の要件

- 青色申告書を提出する事業主であること
 - 平成 23 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの期間内に始まるいずれかの事業年度において、次世代法の認定を受けること
- ※ 個人事業主の場合は、平成 24 年 1 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの期間内に次世代法の認定を受けた場合に対象となります。
- ※ 過去に認定を受けたことのある事業主でも、当該期間内に新たに認定を受けた場合には対象となります。
- ※ 当該期間内に複数回認定を受けた場合には、最初の認定についてのみ対象となります。

次世代法に基づく認定とは？

- 一般事業主行動計画（以下「行動計画」）を策定し、その行動計画に定めた目標を達成するなどの一定の要件を満たした場合、必要書類を添えて都道府県労働局雇用均等室へ申請を行うことにより、「子育てサポート企業」として厚生労働大臣（都道府県労働局長へ委任）の認定を受けることができます。
- 認定を受けた企業は、「くるみん」マークを広告、商品などに表示し、次世代育成支援対策に取り組んでいることをアピールできます。
- **行動計画**とは、企業が従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない労働者も含めて多様な働き方を選択できる労働条件の整備などに取り組むに当たって、①計画期間②目標③目標達成のための対策とその実施期間、を定めるものです。

行動計画の策定について<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/jisedai/index.html>

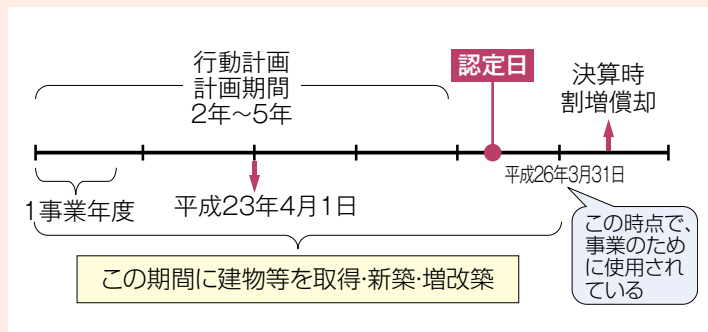


3 適用対象の建物等

以下の①②のどちらにも当てはまる建物及びその付属設備（以下「建物等」）が割増償却の対象となります。

- ①次世代法の認定を受けた日を含む事業年度終了の日において、事業主が所有し、事業のために使用している建物等
- ②認定を受ける対象となった行動計画の（ア）計画期間開始の日から認定を受けた日を含む事業年度終了の日までの期間内に取得した建物等で、その建設の後、事業のために使用されたことのないもの、または（イ）その期間内に新築・増改築をした建物等

- ※ 所有権移転外リース取引により取得したものを除きます。
- ※ 増改築の場合は、増改築のための工事を行ったことによって所有することとなった建物等の部分に限ります。
- ※ 「建物およびその付属設備」の例
 - 事務所用建物、店舗用建物、病院用建物、工場用建物、倉庫用建物、事業所内保育施設
 - 電気設備、アーケード・日よけ設備、給排水・衛生設備、ガス設備



4 事務手続

- 次世代法の認定申請は、都道府県労働局雇用均等室で受け付けています。認定を受けた事業主には「基準適合一般事業主認定通知書」を交付します。
- 割増償却は、上記通知書の写しを添えて、税務署に申告してください。

※割増償却について詳しくは、税務署までお問い合わせください。

「くるみん」を取得するには？

- 次世代法の認定を受け「くるみん」を取得するためには、適切な行動計画を策定し、その計画期間が終了し、一定の基準を満たしていることが必要です。

認定基準について<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/jisedai/dl/ninteikijun.pdf>

- 認定を受けようとする場合は、あらかじめ認定基準を踏まえて行動計画を策定してください。策定した、または策定しようとしている行動計画が目標を達成した場合に認定基準を満たすかどうかについては、都道府県労働局雇用均等室にご相談ください。
- 行動計画が認定基準を満たさない場合は、計画期間の途中でその期間や内容を変更することが可能です。計画の変更により、認定の対象となる場合もあります。
行動計画の期間や内容を変更するときは、都道府県労働局雇用均等室に変更届を提出してください。

次世代法の一般事業主行動計画の策定、
認定などに関するお問い合わせは、

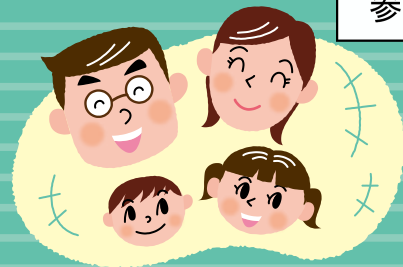
▶ 最寄りの都道府県労働局雇用均等室まで

	電話番号	FAX番号	郵便番号	所在地
北海道	011-709-2715	011-709-8786	060-8566	札幌市北区北8条西2丁目1番1号 札幌第1合同庁舎9階
青森	017-734-4211	017-777-7696	030-8558	青森市新町2丁目4番25号 青森合同庁舎
岩手	019-604-3010	019-604-1535	020-0045	盛岡市盛岡駅西通1丁目9番15号 盛岡第2合同庁舎
宮城	022-299-8844	022-299-8845	983-8585	仙台市宮城野区鉄砲町1番地 仙台第4合同庁舎
秋田	018-862-6684	018-862-4300	010-0951	秋田市山王7丁目1番4号 秋田第二合同庁舎2階
山形	023-624-8228	023-624-8246	990-8567	山形市香澄町3丁目2番1号 山交ビル3階
福島	024-536-4609	024-536-4658	960-8021	福島市霞町1番46号 福島合同庁舎
茨城	029-224-6288	029-224-6265	310-8511	水戸市宮町1丁目8-31
栃木	028-633-2795	028-637-5998	320-0845	宇都宮市明保野町1番4号 宇都宮第2地方合同庁舎
群馬	027-210-5009	027-210-5104	371-8567	前橋市大渡町1丁目10番7号 群馬県公社総合ビル
埼玉	048-600-6210	048-600-6230	330-6016	さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクシス・タワー16階
千葉	043-221-2307	043-221-2308	260-8612	千葉市中央区中央4丁目11番1号 千葉第2地方合同庁舎
東京	03-3512-1611	03-3512-1555	102-8305	千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎14階
神奈川	045-211-7380	045-211-7381	231-8434	横浜市中区北仲通5丁目57番地 横浜第2合同庁舎13階
新潟	025-288-3511	025-288-3518	950-8625	新潟市中央区美咲町1丁目2番1号 新潟美咲合同庁舎2号館4階
富山	076-432-2740	076-432-3959	930-8509	富山市神通本町1丁目5番5号
石川	076-265-4429	076-221-3087	920-0024	金沢市西念3丁目4番1号 金沢駅西合同庁舎
福井	0776-22-3947	0776-22-4920	910-8559	福井市春山1丁目1番54号 福井春山合同庁舎
山梨	055-225-2859	055-225-2787	400-8577	甲府市丸の内1丁目1番11号
長野	026-227-0125	026-227-0126	380-8572	長野市中御所1丁目22番1号
岐阜	058-245-1550	058-245-7055	500-8723	岐阜市金竜町5丁目13番地 岐阜合同庁舎
静岡	054-252-5310	054-252-8216	420-8639	静岡市葵区追手町9番50号 静岡地方合同庁舎5階
愛知	052-219-5509	052-220-0573	460-0008	名古屋市中区栄2丁目3番1号 名古屋広小路ビルディング11階
三重	059-226-2318	059-228-2785	514-8524	津市島崎町327番2号 津第2地方合同庁舎
滋賀	077-523-1190	077-527-3277	520-0051	大津市梅林1丁目3番10号 滋賀ビル
京都	075-241-0504	075-241-0493	604-0846	京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451
大阪	06-6941-8940	06-6946-6465	540-8527	大阪市中央区大手前4丁目1番67号 大阪合同庁舎第2号館
兵庫	078-367-0820	078-367-3854	650-0044	神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クリスタルタワー 15階
奈良	0742-32-0210	0742-32-0214	630-8570	奈良市法蓮町387番地 奈良第3地方合同庁舎
和歌山	073-488-1170	073-475-0114	640-8581	和歌山市黒田2丁目3番3号 和歌山労働総合庁舎4階
鳥取	0857-29-1709	0857-29-4142	680-8522	鳥取市富安2丁目89番9号
島根	0852-31-1161	0852-31-1505	690-0841	松江市向島町134番10号 松江地方合同庁舎5階
岡山	086-224-7639	086-224-7693	700-8611	岡山市北区下石井1丁目4番1号 岡山第2合同庁舎
広島	082-221-9247	082-221-2356	730-8538	広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎第2号館
山口	083-995-0390	083-995-0389	753-8510	山口市河原町6番16号 山口地方合同庁舎2号館
徳島	088-652-2718	088-652-2751	770-0851	徳島市徳島町城内6番地6 徳島地方合同庁舎4階
香川	087-811-8924	087-811-8935	760-0019	高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎
愛媛	089-935-5222	089-935-5223	790-8538	松山市若草町4番3号 松山若草合同庁舎
高知	088-885-6041	088-885-6042	780-8548	高知市南金田1番39号
福岡	092-411-4894	092-411-4895	812-0013	福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号 福岡合同庁舎新館
佐賀	0952-32-7218	0952-32-7224	840-0801	佐賀市駅前中央3丁目3番20号 佐賀第2合同庁舎
長崎	095-801-0050	095-801-0051	850-0033	長崎市万才町7番1号 住友生命長崎ビル3階
熊本	096-352-3865	096-352-3876	860-8514	熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎9階
大分	097-532-4025	097-537-1240	870-0037	大分市東春日町17番20号 大分第2ソフィアプラザビル4階
宮崎	0985-38-8827	0985-38-8831	880-0805	宮崎市橘通東3丁目1番22号 宮崎合同庁舎2階
鹿児島	099-222-8446	099-222-8459	892-0847	鹿児島市西千石町1番1号 鹿児島西千石第一生命ビル
沖縄	098-868-4380	098-869-7914	900-0006	那覇市おもろまち2丁目1番1号 那覇第2地方合同庁舎1号館3階

行動計画の策定・認定基準・認定企業一覧については厚生労働省ホームページをご覧ください

- 行動計画の策定について : <http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/jisedai/index.html>
- 認定基準について : <http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/jisedai/dl/ninteikijun.pdf>
- 認定企業について : <http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/kijuntekigou/index.html>

次世代育成支援対策推進法が 10年間延長され、 新たな認定制度が創設されます!



次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」という。）に基づく10年間の集中的・計画的な取組により、仕事と子育てが両立できる雇用環境の整備等が一定程度進みましたが、子どもが健やかに生まれ、育成される環境を更に改善し、充実させることが必要です。

このため、次世代育成支援対策の更なる推進・強化を図る次世代法が改正されました。

次世代法の内容、改正のポイント、施行日については、以下のとおりです。

次世代法とは？

日本の急激な少子化の進行に対応して、次代の社会を担う子どもの健全な育成を支援するため、平成17年に施行された法律です。この法律に基づき、企業のみならず、国・地方公共団体は次世代育成支援のための行動計画を策定することとされています。

改正のポイント

ポイント①

法律の有効期限の延長
(平成26年4月23日施行)

法律の有効期限が**平成37年3月31日まで10年間延長**されました。

このため、引きつづき、次世代法に基づき、労働者の仕事と子育ての両立のための一般事業主行動計画（以下「行動計画」という。）を策定し、都道府県労働局に届出を行っていただく必要があります。（従業員数101人以上の企業においては義務、100人以下の企業においては努力義務）

ポイント②

新たな認定（特例認定）制度の創設
(平成27年4月1日施行)

現行法では、行動計画を策定・届出し、一定の要件を満たすと、厚生労働大臣の認定（くるみん認定）を受けることができます。今回の改正では、この**くるみん認定を受けた企業**のうち、特に次世代育成支援対策の実施状況が優良な企業に対する**新たな認定（特例認定）制度が創設**されます。

特例認定を受けた場合、行動計画の策定・届出に代わり、**次世代育成支援対策の実施状況を公表**していただくことになります。

※次世代法による取組は、**非正規雇用の労働者**も対象です。

**“職場ぐるみ”で
子育てをサポート!**

**仕事と子育てを
両立できる職場を
目指そう!**

「子育てサポート企業」の証
愛称：**くるみん**



次世代法 Q&A

Q 認定を受けるメリットは？

A 認定企業になると、次世代認定マーク（愛称：くるみん）を商品、名刺、広告、求人広告等につけることができ、企業のイメージアップや優秀な人材の確保等が期待されます。特例認定についても、新たな認定マークを今後検討していく予定です。

また、認定企業になると、建物等の割増償却を受けられる税制上の優遇措置（くるみん税制）の適用を受けることができます。

くるみん認定企業の声

A社（島根県、100人以下、塗装工事業等）
「労働局で表彰され、マスコミに取り上げられたことにより、認知度が大幅に上がり、直接受注が増えた！」

くるみん税制について

平成23年4月1日から平成27年3月31日までにくるみん認定を受けた企業については、認定を受ける対象となった行動計画の計画期間の開始の日から認定を受けた日を含む事業年度終了の日までの期間内に、取得・新築・増改築をした建物等について、認定を受けた日を含む事業年度において、普通償却限度の32%の割増償却ができます。

Q 新たな認定制度による認定（特例認定）はどうしたら受けられるの？

A 特例認定は、くるみん認定を受けた事業主であって、次世代育成支援対策の実施の状況が優良なものであること等の一定の基準を満たすと、受けることができます。

Q 特例認定の具体的な認定基準はどうなるの？

A 特例認定の認定基準については、くるみん認定同様、

- 行動計画策定指針に照らし適切な行動計画を策定したこと
- 行動計画を実施し、当該行動計画に定めた目標を達成したこと

等を想定していますが、具体的な内容については今後検討を行い、本年秋頃にお知らせする予定です。

Q 特例認定企業の次世代育成支援対策の実施状況の公表とは？

A 新たな認定制度は、高い水準の次世代育成支援対策に取り組んでいる企業をより評価しつつ、当該取組を継続していただくとともに、他の企業の模範となっていただく趣旨で創設するものです。このため、行動計画の策定・届出に代わり、次世代育成支援対策の実施状況を公表していただくこととしています。具体的な公表方法や公表事項については今後検討を行い、本年秋頃にお知らせする予定です。

改正法・行動計画・認定に関するお問い合わせは、都道府県労働局雇用均等室にどうぞ。

北海道	011-709-2715	埼玉	048-600-6210	岐阜	058-245-1550	鳥取	0857-29-1709	佐賀	0952-32-7218
青森	017-734-4211	千葉	043-221-2307	静岡	054-252-5310	島根	0852-31-1161	長崎	095-801-0050
岩手	019-604-3010	東京	03-6893-1100	愛知	052-219-5509	岡山	086-224-7639	熊本	096-352-3865
宮城	022-299-8844	神奈川	045-211-7380	三重	059-226-2318	広島	082-221-9247	大分	097-532-4025
秋田	018-862-6684	新潟	025-288-3511	滋賀	077-523-1190	山口	083-995-0390	宮崎	0985-38-8827
山形	023-624-8228	富山	076-432-2740	京都	075-241-0504	徳島	088-652-2718	鹿児島	099-222-8446
福島	024-536-4609	石川	076-265-4429	大阪	06-6941-8940	香川	087-811-8924	沖縄	098-868-4380
茨城	029-224-6288	福井	0776-22-3947	兵庫	078-367-0820	愛媛	089-935-5222		
栃木	028-633-2795	山梨	055-225-2859	奈良	0742-32-0210	高知	088-885-6041		
群馬	027-210-5009	長野	026-227-0125	和歌山	073-488-1170	福岡	092-411-4894		

ご不明な点はこちらへ

- くるみんマークについて http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/kurumin/index.html
- 行動計画の策定について <http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/jisedai/>
- 認定企業について <http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/kijuntekigou>
- 企業の仕事と家庭の両立支援に関する取組について（両立支援のひろば） <https://www.ryouritsu.jp>
- 相談はこちらでも（次世代支援対策推進センター一覧） <http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/jisedai/dantai.html>
- くるみん税制について <http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/pamphlet/dl/29.pdf>

